

(第23号議案)

中野区知的障害者生活寮条例を廃止する条例について

1 廃止する理由

中野区知的障害者生活寮を令和5年3月31日をもって終了するため、条例を廃止する必要がある。

2 生活寮廃止後の事業について

(1) 整備の概要

法定サービスへの移行及び福祉作業施設との一体的な事業の運営を行う施設として再整備する。

中野区やまと荘及び大和福祉作業施設は用地を、中野区やよい荘及び弥生福祉作業施設は土地及び建物を、普通財産として実施事業者が無償で貸付け、それぞれの名称を、大和町三丁目障害者施設用地、弥生町二丁目障害者施設とする。

(2) 実施事業

中野区やまと荘・大和福祉作業施設		中野区やよい荘・弥生福祉作業施設	
生活介護	20人	生活介護	10人
就労継続支援B型	20人	就労継続支援B型	10人
短期入所	3人	共同生活援助	4人
		(内1人はミドルステイ)	
		短期入所	1人

(3) スケジュール

	中野区やまと荘 大和福祉作業施設	中野区やよい荘 弥生福祉作業施設
令和5年度	用地の普通財産への変更 事業者による現施設の解体撤去及び施設整備 仮施設における福祉作業施設の継続	施設の普通財産への変更 改修工事 仮施設における福祉作業施設の継続
令和6年度	事業者による施設の整備 仮施設における福祉作業施設の継続	事業者による事業の実施 共同生活援助における体験型事業の委託開始
令和7年度	事業者による事業の実施 ↓	↓